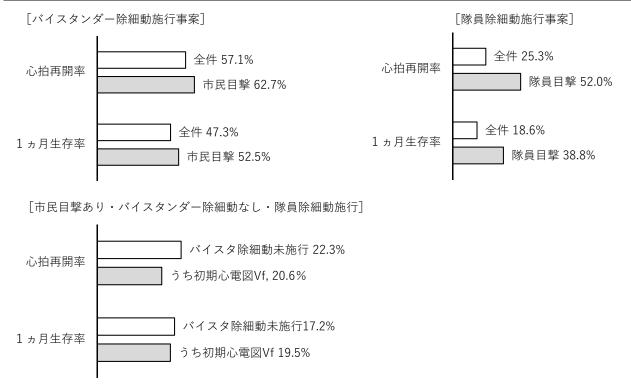
図表 2-2-23 バイスタンダー及び救急隊員等による除細動処置の施行状況

		搬送人員	目撃-除細動 平均時間	収容前 心拍再開数	心拍 再開率	1ヶ月 生存数	1ヶ月 生存率
全除細動事案		1,441	-	451	31.3%	345	23.9%
バイスタンダー 除細動施行事案	全件	319	-	182	57.1%	151	47.3%
	うち市民目撃	255	4分59秒	160	62.7%	134	52.5%
隊員除細動施行事案	全件	1,242	=	314	25.3%	231	18.6%
	隊員目撃	152	2分13秒	79	52.3%	59	38.8%
	市民目撃あり バイスタンダー除 細動未施行事案	676	13分40秒	151	22.3%	116	17.2%
	うち初期心電図 =心室細動等	447	10分49秒	92	20.6%	87	19.5%



「心室細動等」とは、心停止傷病者の心電図測定時の波形が、「心室細動(VF)」又は「心室頻拍(VT)」という致死的不整脈であった場合を指します。これらの波形は、心臓が痙攣し有効な血液量の拍出が得られていない状態を示しており、除細動処置が唯一の救命処置とされ、かつ当該処置が奏効すれば救命の可能性が高いとされています。

「市民目撃あり・バイスタンダー除細動未施行事案」の項目は、バイスタンダーによる除細動が施行されず、後から到着した 救急隊員等が傷病者に対して初めて除細動処置を施行した場合の救命効果を、バイスタンダーによる除細動が施行された場合と 比較するために、隊員目撃の事案(救急隊等が到着した後に傷病者が心停止となった事案)及び救急隊等の除細動処置が傷病者 に最初に施行されたものではない事案(バイスタンダー等による除細動が施行された事案)を除外しています。

「初期心電図=心室細動等」は、救急隊が傷病者に接触した際に測定した最初の心電図波形が心室細動等であった場合を指します。医学的に、心室細動等は心停止後の時間の経過とともに心室細動等以外の波形(「無脈性電気的活動(PEA)」「心静止 (Asystole)」)に変化し、除細動処置の適応ではなくなると言われています。初期心電図が心室細動等であれば、波形の変化をきたす前に救急隊が傷病者に接触できたことを示す一つの指標となります。